

象の鼻パーク野外舞台設置運営等業務委託仕様書

1 委託名

象の鼻パーク野外舞台設置運営等業務委託

2 履行期限

平成 30 年 4 月 2 日(月)から平成 30 年 9 月 30 日(日)まで

3 開催目的

横浜アーツフェスティバル実行委員会が実施する芸術アクション事業は、ラグビーワールドカップ 2019™、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた横浜ビジョンに位置づけられており、横浜ならではの文化プログラムを国内外に発信し、文化芸術の創造性を生かしたまちづくりを進めるため、平成 30 年度においてダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」(以下「DDD2018」という。)を開催する。

象の鼻パーク野外舞台で実施する「横浜ベイサイドバレエ」及び「その他ダンス公演」(以下「コンテンツ」という。)は、赤レンガ倉庫、大さん橋、横浜ベイブリッジといった、横浜の港の美しい景色を背景に、DDD2018 の主要事業として展開する。

横浜港発祥の地において、港の美しい景観を活かしたプログラムを実施することで、市民が文化芸術に触れることができる機会を創出するとともに、国内外へのフェスティバルの発信力強化につなげる。

また、本事業の実施は、市外や海外からの誘客増加も視野に入れており、市内経済活性化への寄与も目的としている。

4 開催概要

(1) 日程

	午前	午後	夜間 (17:00~20:00)
7 月 30 日(月)	野外舞台及び必要設備等の設営工事		
7 月 31 日(火)			
8 月 1 日(水)			
8 月 2 日(木)	仕込み&リハーサル (横浜ベイサイドバレエ)		【ゲネプロ】
8 月 3 日(金)	休演日		
8 月 4 日(土)	仕込み&リハーサル (横浜ベイサイドバレエ)		【バレエ公演：1 日目】
8 月 5 日(日)	仕込み&リハーサル (横浜ベイサイドバレエ)		【バレエ公演：2 日目】
8 月 6 日(月)	(横浜ベイサイドバレエ予備日【1 日目の公演】)		
8 月 7 日(火)	(横浜ベイサイドバレエ予備日【2 日目の公演】)		
8 月 8 日(水)	【ゲネプロ】	その他ダンス公演①	
8 月 9 日(木)	仕込み&リハーサル		
8 月 10 日(金)	【ゲネプロ】		その他ダンス公演②
8 月 11 日(土)	仕込み&リハーサル		

8月12日(日)	【ゲネプロ】	その他ダンス公演③
8月13日(月)	野外舞台及び設備等の撤去	
8月14日(火)		
8月15日(水)		
8月16日(木)		
8月17日(金)	敷地内清掃、破損箇所確認	

※「その他ダンス公演」の内容は検討中。

※「横浜ベイサイドバレエ」のゲネプロは観覧者約100名(招待)を想定している。

※「横浜ベイサイドバレエ」及び「その他ダンス公演」は、各日観覧者約1300名を想定している。

(2) 会場

象の鼻パーク(神奈川県横浜市中区海岸通1丁目)

5 委託業務内容

象の鼻パーク野外舞台設置運営等業務(以下「本業務」という。)は、「3 開催目的」や「4 開催概要」及び【別紙1～6】【参考1～2】を踏まえて実施すること。また設営準備、本番時のスケジュールについては周辺住宅等への音の影響を考慮し、委託者と協議の上決定すること。

(1) 本業務を進めるに当たっての基本内容及び事前作業

ア 受託者は、委託者と週1回から2回程度、定期的に協議を行い、業務を進めていくこと。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、定期的な協議の実施が難しいと判断した場合は、これに限らない。また、協議の際には受託者が議事録を作成し、協議実施日の翌日までに委託者及び受託者双方において共有すること。

イ 受託者は、協議の際に必要となる資料を作成し、委託者に事前に電子データにより提出すること。委託者から資料の修正指示があった場合はその内容を反映し、必要となる部数を印刷し、協議当日に持参すること。

ウ 受託者は、契約締結日から業務完了日までの全体実施計画書案を、委託者及び受託者協議のうえ作成すること。作成した全体実施計画書案については、協議の際に進捗状況を反映させたものをその都度作成し、更新内容を委託者及び受託者において共有すること。更新内容がない場合においてはこの限りでない。

(2) 企画作成・立案・実施図面(会場図、設備図等)の作成

ア 会場・周辺の調査及び周辺施設等への説明

(ア) 受託者は、会場の特性(舞台設営場所、観客席設置場所、借景等)や、周辺の企業・団体、マンション等、実施に当たり騒音等の影響が出ると考えられる範囲、事前説明が必要となる官公庁や団体等(象の鼻テラス、水上警察、ピア象の鼻(京浜フェリーボート)等)を整理すること。

なお、舞台設営場所及び観覧場所については、【別紙1 象の鼻パークエリア図】を参考とすること。

(イ) 受託者は、事前説明等が必要となる官公庁や団体等に対し、事業の説明及び実施に当たり配慮しなければならない事項等をヒアリングすること。また、その際の発言内容を議事録としてまとめ、事前説明の翌日までに委託者及び受託者双方において共有すること。

(ウ) 受託者は、事業の説明等の際に必要な資料を作成し、事前に電子データにより委託者

に提出すること。委託者から資料の修正指示があった場合はその内容を反映し、必要となる部数を印刷し、持参すること。

#### イ 会場設計及びデザイン

(ア) 受託者は、会場の特性や許可された内容、出演者及び出演団体の人数や実施内容、演目等を踏まえ、舞台や設備等の設計及びデザインを行うこと。

(イ) 受託者は、最低 1,300 席の観客席を確保して、会場レイアウトを行うこと。

(ウ) 受託者は、舞台及び舞台周りの設計にあたり、出演者の要望を取りまとめ対応することとする。ただし、対応することとした内容については、横浜市及び株式会社横浜赤レンガ（以下「管理者」という。）と協議の上、最終的な決定を行うものとする。他団体との協議を行う旨の指示があった場合には、当該団体とも協議の上、決定するものとする。

なお、舞台等会場設計にあたっては、【参考 1 舗装耐圧平面図】の内容を確認すること。

#### ウ 演出等計画（会場全体、公演、音響、照明等）

受託者は、「3 開催目的」を踏まえ、行うものとする。また、上演する演目を踏まえ、出演団体及び委託者との調整を行い、公演全体としての一体感を持った計画とすること。

#### エ 図面、実施スケジュール等の作成

受託者は、出演団体の要望や管理者の指示を反映させ、設営から公演実施、撤去までの各日のスケジュール及び図面を作成すること。

### (3) 実施運営（進行、運営、警備等）計画の立案

ア 受託者は、本業務の実施運営に必要となる業務等を整理し、実施運営計画を立案のうえ、委託者に説明を行うこと。委託者に説明の後、本計画を基に実施運営マニュアルの作成を行うこと。

イ 受託者は、必要に応じて「5(2)ア(ア)」において整理した周辺の企業・団体、マンション等の代表者、官公庁や団体等と実施に向けての調整を行うこと。

ウ 本業務の実施は、法令を遵守したうえで行わなければならない。受託者は、法令を遵守するに当たっては、所管する官公庁と調整の上、指導等があった場合には遅滞なく対応すること。

エ 受託者は、本事業を実施するに当たり発生する、申請業務及び届出業務を行うこと。ただし、委託者での対応や調整が必要となる業務については、委託者が対応、同行するものとする。

### (4) 実施運営マニュアル・進行台本の作成

受託者は、実施運営マニュアル及び進行台本の作成に当たり、最低限、下記の内容を盛り込むものとし、各種協議の中で盛り込む必要があると判断されたものや、各会場の管理者から指示があった内容については、その内容について対応を検討の後、適宜、実施運営マニュアルに追加すること。

#### ア 実施運営マニュアル

- ・ 開催概要
- ・ 業務担当者の一覧・連絡系統図
- ・ 会場レイアウト図
- ・ 実施スケジュール(雨天時のスケジュール案含む)
- ・ 舞台及び設備等図面
- ・ パターン別の規制エリア
- ・ 搬入車両等の導線

- ・ 警備計画・警備員、誘導員等の配置図
- ・ 公演後及び撤去後における会場清掃
- ・ 搬入等に係る乗り入れ証
- ・ 周辺施設及び住民等への告知分、掲示物
- ・ 苦情、問い合わせフロー
- ・ 緊急時（悪天候、天災等）避難計画・対応
- ・ 悪天候等による開始時刻の変更、順延時の対応
- ・ スタッフ証
- ・ 関係各所（警察、消防署等）連絡先一覧

#### イ 進行台本

- ・ タイムスケジュール、MC原稿

#### (5) 周辺施設及び周辺住民等への告知業務（案内文のポスティング等）

ア 受託者は、「5 (2) ア(ア)」において整理した周辺の企業・団体や周辺住民等に対し、イベントの実施について、イベント実施日の2週間前までにポスティングによる告知を行うこととし、周辺の企業・団体や住宅等から直接の説明を求められた場合には、協議や説明会の場を設けるものとする。

イ ポスティングの書面の作成に当たっては、委託者及び管理者と協議の上、決定するものとする。

ウ 受託者は、ポスティングに当たり、必要部数を印刷すること。

エ 受託者は、協議や説明会の場において必要となる資料を作成し、事前に電子データにより委託者に提出すること。委託者から資料の修正指示があった場合はその内容を反映し、その都度、必要となる部数を印刷し、持参すること。

オ 受託者は、象の鼻パーク内においては、本事業の実施期間中、公園の使用が一部制限される旨、看板を設置し一般利用者に対しても告知を行うこと。設置時期については、周辺施設及び周辺住民等への告知に合わせて行うこと。

#### (6) 会場設営・撤去

ア 受託者は、「4 開催概要」を踏まえて、設計書及び【別紙2 野外舞台仕様書】、【別紙3 舞台図面】記載の機材の範囲内において設営するものとし、出演者から特別な要望があった場合には、委託者と協議のうえ、受託者が用意するものとする。追加の機材の用意に当たっては別途、契約を締結するものとする。

イ 観客席について、S席はスタッキングチェア（肘付き）、それ以外の席はベンチ（幅 1,500mm 以上・背もたれあり）を設置するものとし、ベンチ1つに対し、2名で使用するものとする。観客席の配置については、委託者と協議のうえ決定すること。なお、前後の間隔については、観客席設置場所である芝生部分の傾斜が緩やかであることを考慮し、視界の確保に配慮すること。

ウ 受託者は、委託者と協議のうえ、座席番号を作成し、観客席へ貼付けを行うこと。

エ 受託者は、電源設備について、設計書に記載の機材を用意すること。また環境未来都市・横浜として、「低炭素・省エネルギー」の取組を進めているため、クリーンエネルギーの活用など電源計画について、委託者と協議のうえ検討すること。

オ 受託者は、会場及び各業務の責任者を明確にし、緊急時の対応や委託者への連絡が迅速に与えられる体制を整えておくこと。

カ 受託者は、会場の設営前に、港湾局立ち会いの上、現状確認を行い、事業終了後の原状回復の実施を判断するための資料を作成すること。資料の作成に当たっては、画像等の記録を取り、どこの場所かを明確に示すこと。

キ 受託者は、会場の設営・撤去に当たって、周辺施設及び周辺住民、一般の公園利用者に配慮すること。また、作業時間については管理者と協議の上、定めることとし、作業で発生する音や光、振動等についても配慮すること。

ク 受託者は、業務の実施に当たり、会場を損傷することのないよう予防措置を講ずること。ただし、会場（床、芝生等）を損傷させた場合には、委託者と協議のうえ、原状回復の方法や実施時期等について決定するものとし、その実施に当たっては別途、契約を締結するものとする。

(7) 運営、進行、警備等

ア 受託者は、「4 開催概要」の観覧者数の想定を踏まえて、円滑な運営、進行、警備等に必要なかつ各会場に適した人員や、物品の手配を行うこと。

イ 受託者は、本事業の実施に当たり、舞台や舞台周りの仕様や演出、必要物品、ダンサーの移動計画等について、出演者及び出演団体と調整の上、実施すること。

照明及び音響の機材は【別紙4 照明仕込図(舞台)】、【別紙5 照明仕込図(フロント)】、【別紙6 音響機材一覧】を記載の機材を用意するものとし、出演者から特別な要望があった場合には、委託者と協議のうえ、受託者が用意するものとする。追加の機材の用意に当たっては別途、契約を締結するものとする。

ウ 受託者は、「横浜ベイサイドパレエ」の実施にあたり、ダンサー（約70名程度）が赤レンガ倉庫1号館3階ホールで練習をした後に、象の鼻パークへ移動するため、移動用のバスを手配すること。

エ 受託者は、音響機材等で音出しをする際に、【別紙1 象の鼻パークエリア図】に示す敷地境界での音量を、70db以下で行うこと。ただし、会場全体に十分な音量、音質を供給するために、委託者と協議のうえ、四方向でのサラウンドシステム等音響機材の配置について検討すること。

オ 受託者は、会場整理業務として以下の項目を行うこと。なお開場時間は30分間を想定して必要人員の手配を行うこと。

(ア) 会場整理・案内

(イ) チケットもぎり(入場口4か所を想定)

(ウ) チラシ挟み込み及び配布(各入場口にてチラシを配布)

(エ) アンケートの回収

(オ) 緊急時の避難誘導

カ 受託者は、以下のとおり警備業務を行うこと。

(ア) 警備日時

平成30年7月30日(月)～平成30年8月16日(木)

各日8時30分～22時30分、22時～翌朝9時00分(夜間警備)

(イ) 警備内容

車両の出入が行われる場合には、車両誘導と出入口の警備を同時に行える人員を確保する

こと。なお機材搬入・搬出口、アーティスト車両の出入り口は場所が異なるものとする。

公演中は会場出入り口付近の警備を行うこと。

夜間警備は、舞台、楽屋付近、客席、スタッフ待機テント付近にそれぞれ警備員を配置し、巡回警備を行うこと。

(ウ)その他

警備業務は、会場指定の警備会社である京浜港ワッチマン業協同組合に委託することとする。

キ 受託者は、観覧場所までの観客誘導や、座席への誘導等、観客に配慮した体制や看板の設置を行うこと。なお、場内看板は、委託者と協議のうえデザインを決定し、A型看板(H1800×W900)2台をウエイト付で設置すること。

ク 受託者は、象の鼻パーク野外舞台で行われる全ての公演において、委託者が作成する来場者アンケートの配布及び回収を行い、公演毎にまとめること。

ケ 受託者は、傷病者の対応をするために、公演及びゲネプロを行う日に限り看護師を手配すること。

コ 受託者は、会場の設営から撤去までの期間を対象に、公演終了後及び設営撤去時等必要が認められる際は、速やかに会場内の清掃(仮設トイレの汲み取りを含む)を行うこと。なお、実施に当たっては一般の公園利用者に配慮すること。

また、象の鼻テラスと協議のうえ、施設内の常設トイレを適宜清掃することとする。

サ 受託者は、実施運営マニュアルに記載の内容に基づいて業務を行うこと。ただし、マニュアルに記載していない対応を行わなければならない場合は、委託者及び受託者協議のうえ対応を決定することとするが、緊急を要する場合は、受託者の判断で対応をとった後、速やかに委託者に報告を行うこととする。

(8) ケータリング業務

ア 受託者は、出演者及びスタッフ(警備スタッフも含む)のケータリング手配・運用をすること。

イ 受託者は、全ての出演者及び出演団体に対し飲料等を用意するものとする。

ウ 受託者は、委託者と調整のうえ、業務実施時間を決定することとする。

(9) 著作権申請補助

受託者は、出演者及び出演団体が使用する楽曲をとりまとめ、JASRACへの申請に必要な情報を委託者に提供すること。

(10) 業務実施報告書の作成

本業務終了後、実施内容について業務実施報告書を作成すること。業務実施報告書の対象期間については、公演の実施日及び会場の設営・撤去を対象とし、最低限、下記の内容を盛り込むこと。

なお、業務実施報告書の作成にあたっては、業務内容及び当日の公演が分かる記録画像を含めることとする。記録画像については、会場の設営から撤去までの期間を対象とし、作業の進捗に応じて撮影を行うこと。また、コンテンツの公演時間においては、出演者及び出演団体、観客席等について撮影を行うこと。

ア 従事者リスト及び担当業務(各日)

イ 担当業務毎の勤務人数及び勤務表(各日)

ウ 各業務の従事画像(業務毎)

- エ 舞台・観客席・控室等の設置物の画像（設置物毎）
- オ 各公演実施時の画像（舞台、観客席、周辺）
- カ 実施前の現状、公演実施後及び原状回復後の画像
- キ 期間中の全体スケジュール
- ク 期間中の各日における実施概要（公演名、公演日、開場時間、公演時間、チケット料金、出演者、来場者数、客層等）及びタイムテーブル
- ケ 各公演の実施平面図、座席図、客席断面図
- コ 舞台図面（平面図、立面図）
- サ 付帯設備（オペレーターブース、ピンスポットタワー等）図面
- シ 時間別規制エリア（各日）
- ス 警備員及び係員等配置図（各日）
- セ 中止及び順延を検討した場合、その際の発言及び経過
- ソ 苦情及び問合せの内容（受付日時、名前、対応者、回答内容・方法）

(11) 記録映像の作成

記録映像の撮影は、コンテンツの公演時間を対象に、定点（舞台正面）から撮影するものとし、カメラの台数は1台とする。ただし、受託者の判断により複数台設置することを妨げるものではない。

6 成果品の作成

(1) 成果品は次のものとする。

- ・実施運営マニュアル（PDF・紙媒体）
- ・業務実施報告書（PDF・紙媒体）
- ・記録動画（電子媒体）
- ・記録画像（電子媒体）
- ・来場者アンケート（回答済）

(2) 成果品は次の場所に納品すること。

横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局

（横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階 横浜市文化観光局文化プログラム推進課内）

(3) 本事業に係る成果品の権利は委託者に帰属するものとし、受託者はその成果品を自ら利用し、又は第三者に帰属させてはならない。

7 実施条件、制限事項及び留意事項

本事業の実施に当たっては、法令のほか、以下の実施条件、制限事項及び留意事項を遵守すること。ただし、港湾局と調整の上、その内容が強化または緩和された場合には、その内容を遵守すること。

(1) 制限事項

ア 音出しに関する条件

- (ア) 「横浜ベイサイドバレエ」の公演を除き、2日連続での音出しは行わないこととする。
- (イ) 「横浜ベイサイドバレエ」の公演を除き、音出しが可能な時間は、リハーサルや音響機器の調整時間等も含み、10時～20時とする。ただし、「横浜ベイサイドバレエ」の以外の公演

の時間が 20 時を超える場合においては、委託者の責任において対応するものとする。

(ウ) 周辺住民や施設に配慮した音響計画を立案するとともに、近隣への騒音対策を講じること。

(エ) 音量については必要最低限の音量とし、苦情があった場合には音量調整を行うこととする。

#### イ 設置物等について

(ア) 園内の通路は、一般利用者の動線(最低 1.8m) を確保するものとし、設置物等は置かないものとする。また、通路が明確に設定されていない場所においても、一般利用者の通行スペースを確保するものとする。

(イ) 設置物を置く場合は、一般利用者の海への眺望を阻害しないよう配慮すること。

(ウ) 一般利用者が安全に公園を利用できるよう、必要に応じた警備員の配置を行うこと。

#### (2) 留意事項

ア 各業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。

イ 各業務の検討内容及び進行状況等について、委託者が公表している又は委託者が認めた情報以外の情報を、外部に漏らしてはならない。

ウ 本事業実施において下請け業者への発注を行う場合は、横浜市中企業振興基本条例の趣旨に鑑み、市内中小企業の参入機会の確保に努めること。

エ 会場設営や運営に際し発生する申請や検査等に係る手数料等の経費については受託者の負担とし、会場及び赤レンガ倉庫 1 号館の使用料については委託者の負担とする。

#### 8 権利譲渡の禁止について

委託者及び受託者は、いずれも相手方の書面による承諾を得ないで、本事業の契約（以下「本契約」という）上の地位または本契約から生ずるいかなる権利もしくは義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、また担保の用に供してはならない。

#### 9 秘密保持について

委託者及び受託者は、いずれも、法令の定めのある場合を除き、本契約の内容および本契約に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を、他に漏洩し、また開示してはならない。

なお、この義務は本契約の有効期間終了後も有効に存在する。

#### 10 契約の解除について

(1) 委託者及び受託者は、相手方が本契約のいずれかに違反し、または本契約事項を履行する見込みがないと認められるときは、相手方に対し書面により改善を求めるとし、通知発送後 7 日以内に改善がなされない場合、ただちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(2) 前項により本契約が解除された場合、有責当事者は相手方に対し、契約額相当分を上限とする違約金及び生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

#### 11 本事業の履行における不可抗力

(1) 委託者及び受託者のいずれかが、不可抗力（天変地異、戦争、内乱、船舶・航空機・鉄道等交通機関の事故及びゼネスト、法律命令、行政措置等）により、やむを得ず本契約の実施が不可能となった場合には、委託者と受託者による協議の上、本契約を更改または中止することができる。

- (2) コンテンツの出演予定者が病気、怪我等のやむを得ない事由により役務を提供することができない場合は、委託者と受託者による協議を行うこととし、協議の上、公演を中止することができる。
- (3) 前項の理由により本契約が更改または中止となった場合、委託者・受託者双方ともその相手方に対して、損害賠償の責任を負わないものとする。

## 12 協議事項

本仕様書に定めのない事項、または解釈上生じた疑義については、信義誠実の原則に従い、委託者と受託者による協議の上、決定するものとする。

## 13 争訟の提起

本契約に関する争訟の提起、申立等は、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

【別紙1 象の鼻パークエリア図】



会場：紫線で囲まれた箇所

※紫線で囲まれた箇所までの導線、園路を封鎖することに伴う迂回動線を含む

観覧場所：赤線で囲まれた箇所

敷地境界：青線

## 野外舞台仕様書

### 1 舞台関係

- ・舞台の高さ、奥行き、幅等については【別紙3 舞台図面】のとおりとする。
- ・舞台上に、ダンサーの待機を隠すための黒袖パネル（高さ 3.6m×幅 2.4m）を、両側に 3 組ずつ設置すること。
- ・舞台はバレエに必要な強度と平面を持たせること。
- ・舞台床は、15mm 程度の艶消し黒塗装の合板を、舞台基礎の平台等にビスで固定すること。
- ・待機エリアとの段差が発生する場合は、段差解消の為にスロープを設置すること。
- ・舞台の上手、下手に、セット及び小道具等を格納するための屋根付のテント（6m×8m 程度）を設置すること。
- ・舞台上にセット、小道具を設置するためのステージスロープを上手、下手に設置することとする。  
※少なくとも、どちらか片側のステージスロープは幅 3m 以上のものとする。
- ・舞台奥には落下防止の手摺りを設置すること。
- ・舞台奥に、地上から 2m 程度の目隠しを設けること。  
※ダンサーが舞台の上手、下手を移動する際に、客席から見えないようにするため、落下防止の手摺りに設置するものとする。

### 2 楽屋関係

- ・ダンサー約 70 名程度（男性：35 名、女性：35）、カンパニースタッフ約 10 名（男性：5 名、女性：5 名）の着替え、待機のための楽屋を設置すること。
- ・楽屋及び衣装・メイク室、事務局控室として、ユニットハウス(W2,400×D 5,800×H 2,700 以内で面積 12.4 m<sup>2</sup>以上)を 14 棟、ユニットハウス(W2,900×D 4,700×H 2,700 以内で面積 12.9 m<sup>2</sup>以上)を 8 棟用意すること。また各部屋に空調を設置することとし、その際必要な電気工事を行うこと。
- ・舞台スタッフ約 10 名程度の待機スペース（テント）を設置すること。
- ・楽屋エリアには、舞台上の音声や映像を常時確認できるモニターを設置すること。  
※音声モニターは楽屋毎に設置し、映像モニターは楽屋エリアの適当な場所 1 ヶ所に設置すること。
- ・モニターに映し出すための舞台全景用カメラを設置すること。
- ・楽屋を設置するエリアに洗面所及びトイレを設置すること。  
※ダンサー及びスタッフ専用のもとし、観客は使用しないものとする。
- ・楽屋から舞台への動線は、できるだけ観客の視線から遮られるように設定すること。
- ・舞台袖から楽屋への呼び出しアナウンスができるマイク及び回線を設置すること。

### 3 照明関係

- ・舞台の必要な照明機材については【別紙4 照明仕込図(舞台)】、【別紙5 照明仕込図(フロント)】を参照するものとする。  
※別途、受託者が誘致するコンテンツの実施に当たり、追加機材の設置を妨げるものではない。
- ・調光卓についてはバレエ団の持込みとし、それ以外の電源車、照明ユニット、ケーブル等を含む

照明機材を使用するのに必要な全ての機材及び資材を設置すること。

※楽屋エリア、待機場所、通路、客席等の照明についても同様とする。

- ・照明デザイナー、フォロースポット・オペレーター等の、公演に際し必要となるスタッフについてはバレエ団専属のスタッフが行うものとする。

※基本的な機材等の保守、管理（機材の稼働確認、点灯確認、切れた電球の交換、防水対策等）のスタッフについては本業務の受託業者が手配するものとする。

#### 4 音響関係

- ・会場全体に十分な音量、音質を供給できる音響機材を設置すること。

※【別紙6 音響機材一覧】を参照するものとする。

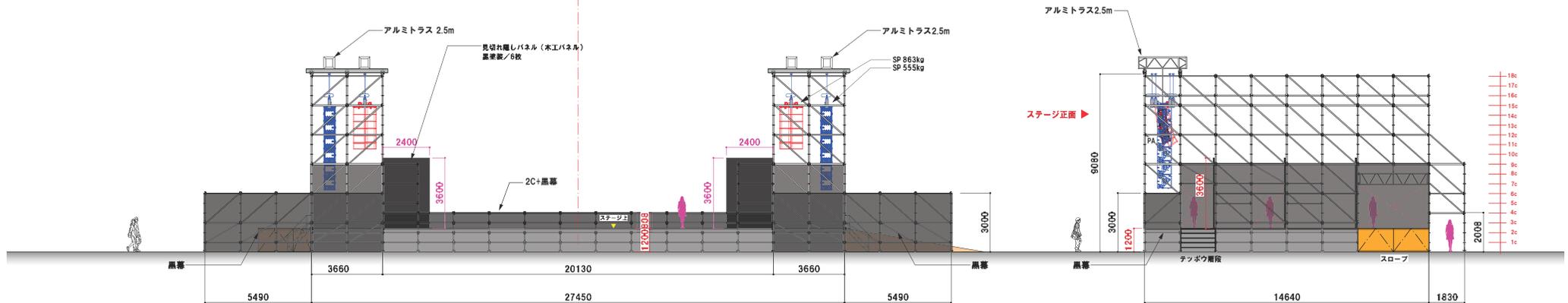
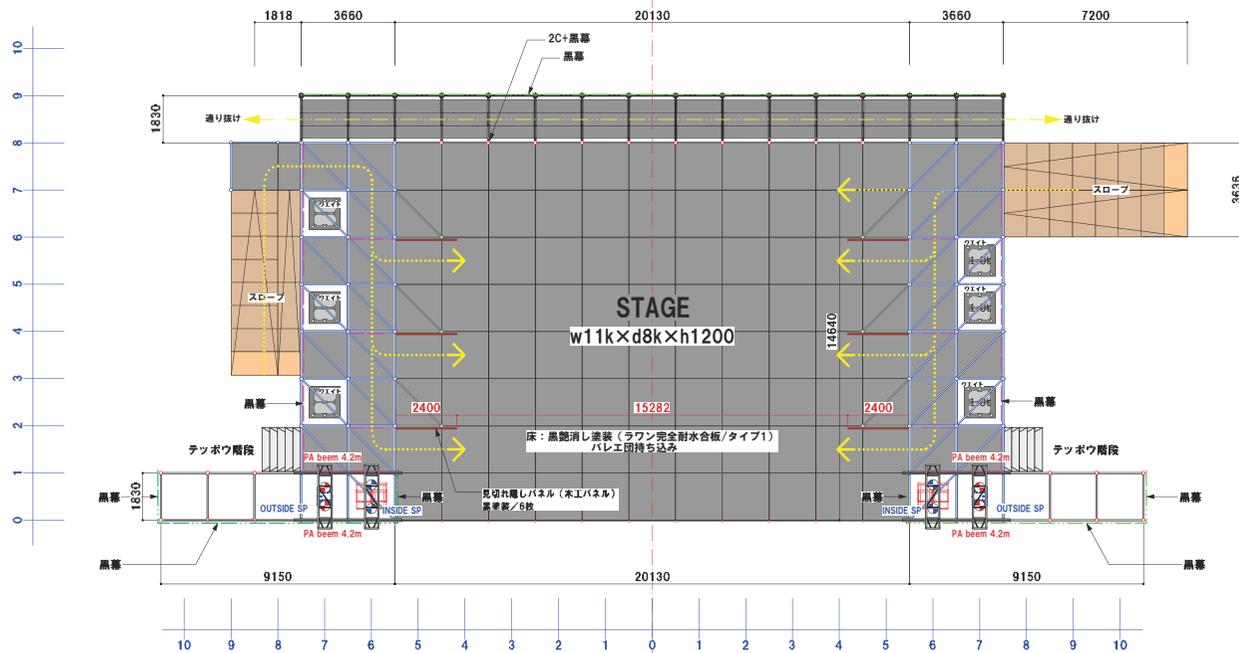
- ・ミキサーについては「YAMAHA M7CL」と同等の機能を有するものを設置すること。

※可能であれば「YAMAHA M7CL」を設置するものとする。

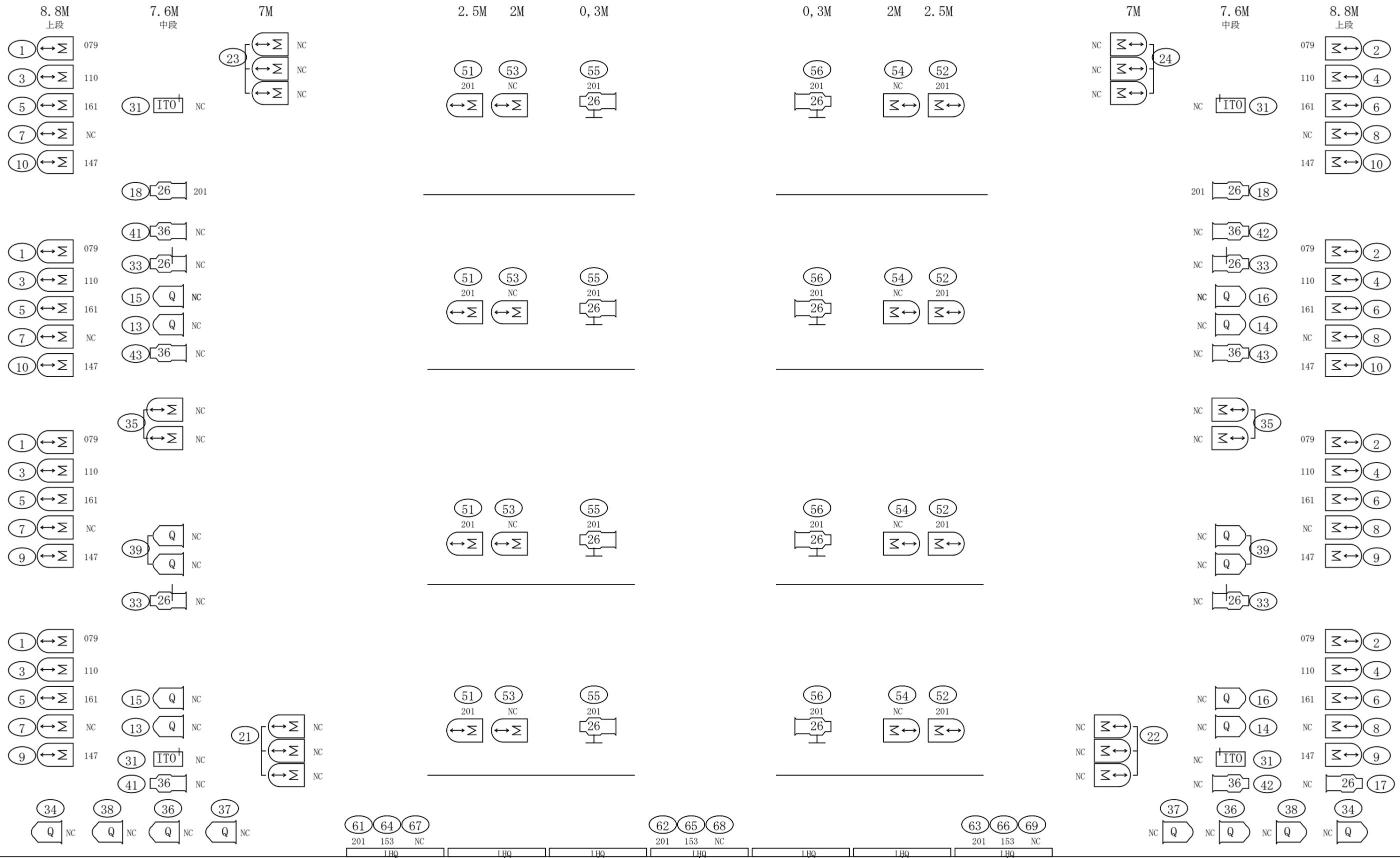
- ・音源の CF レコーダーについては、バレエ団が持ち込むものとする。

**技術検討**

- ・ 風速18m/sで検討しています
- ・ 強風時は幕を外して風を受けるものの撤去を行って下さい
- ・ 必要なウェイトはTOTAL 6.0tです



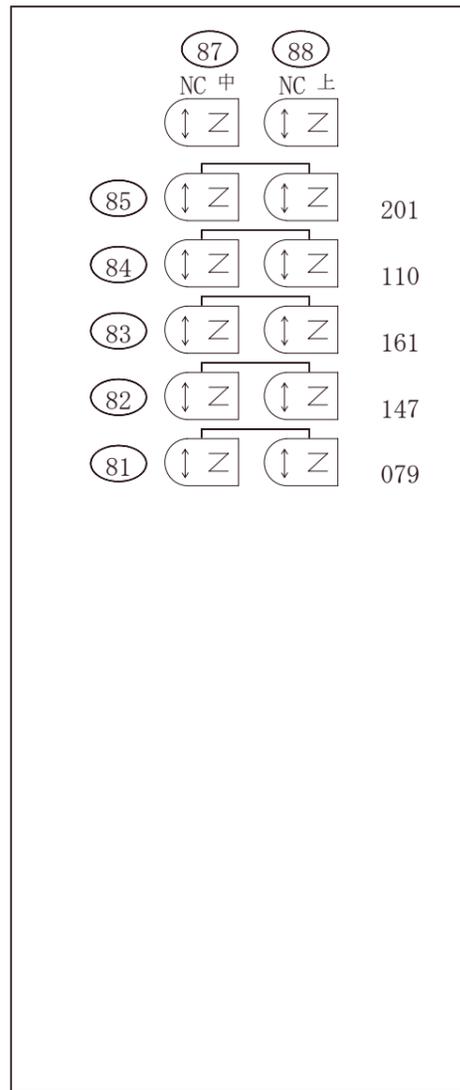
【別紙4 照明仕込図(舞台)】



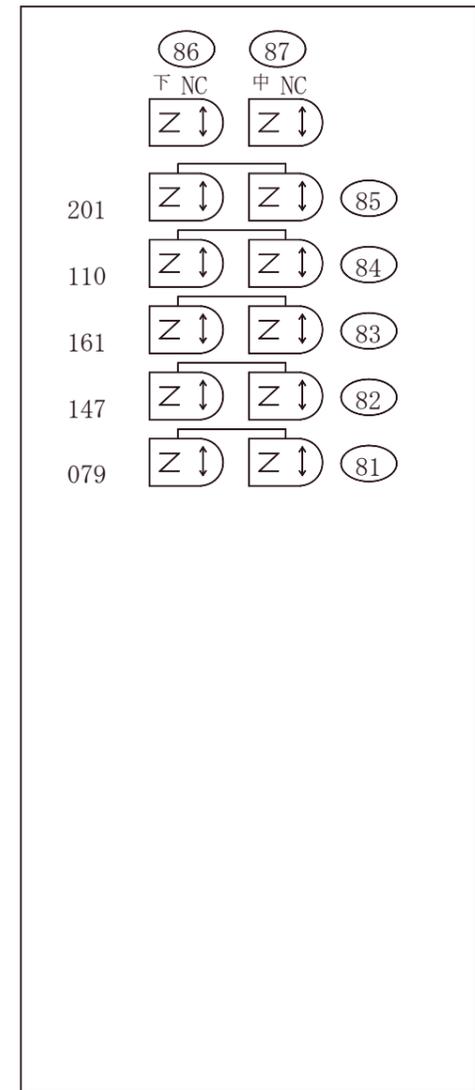
- PAR64 M500W X72   
 S-4 575W X11   
 QSPOT 1KW X20   
 LHQ X7  
 LHQ 1, 2KW  
 S-4 575W X6   
 S-4 575W X4 (アイリス付)   
 ITO 650W X4

STAGE

ウエ

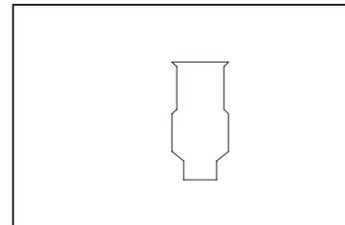


ウエ



前明かり

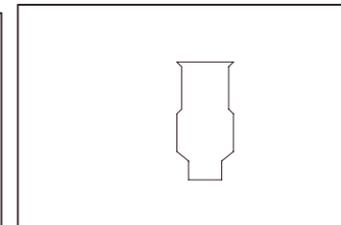
フォロースポット



一般卓



フォロースポット



サイドタワー (正面ならPAR 64 VN 500W)



キセノン2KW  
フォロースポット

## 【別紙6 音響機材一覧】

## 音響機材一覧

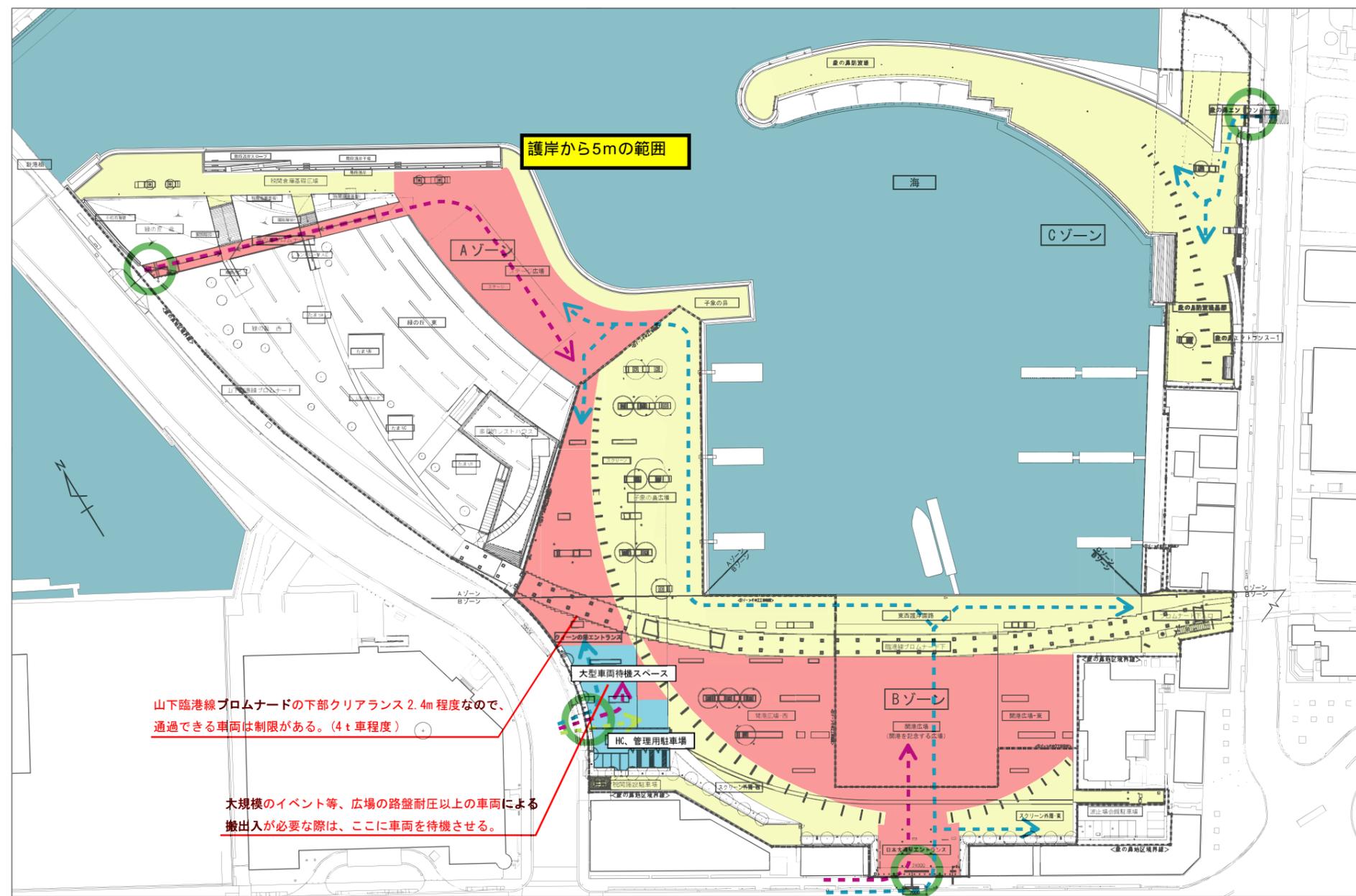
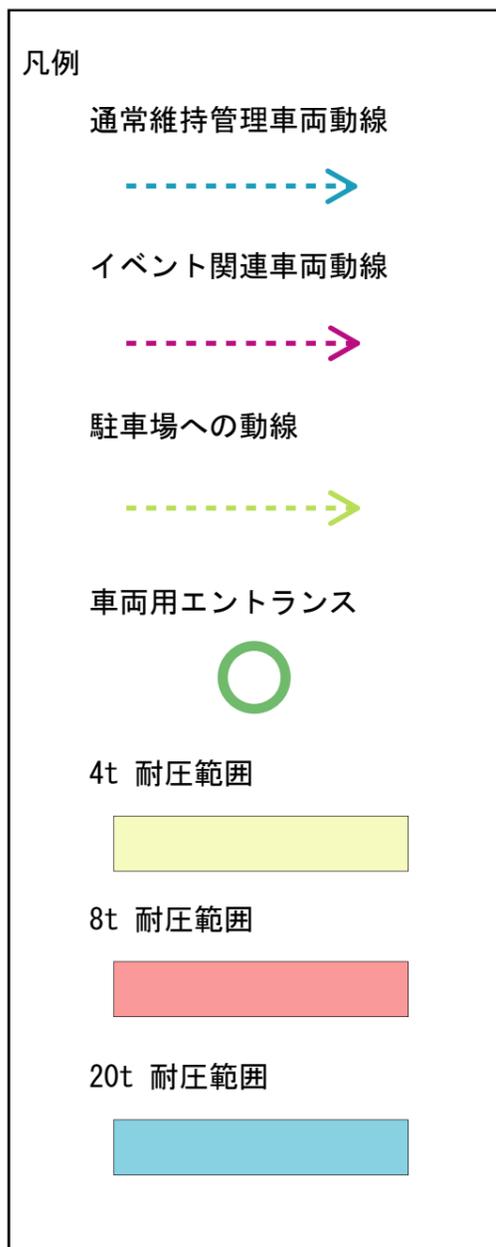
No.	名 称	仕 様	数 量
1	ハウス調整卓	YAMAHA M7CL-48ES 48IN + 4ST 27BUS OUT	1 式
2	モニター卓	YAMAHA M7CL-48	1 式
3	メインスピーカー	E.V XLD281 3WAY LINEARRAY フライニング用金具付	10 台
4		E.V XLC215 SUB WOOFER	4 台
5	中抜け用スピーカー	E.V SX300	2 台
6	サイドモニタースピーカー	MEYER MSL-3A	4 台
7	ステージモニタースピーカー	DYNACORD CXM-15	8 台
8	パワーアンプ	E.V TG-5 プロセッサー類含む	2 台
9		YAMAHA PC5500 プロセッサー類含む	8 台
10	デジタルマルチケーブル	YAMAHA SB-168ES 32IN 16OUT	2 式
11	ワイヤレスマイク	SAMSON HAND 58TYPE AX 帯	4 式
12	マイクロフォン	SHURE SM58	10 本
13		SHURE SM57	10 本
14		SHURE SM58S	3 本
15	騒音測定器	リオン製 NL-24	1 式
16	プレーヤー	CD Deck TASCAM SS-CDR1	4 台
17	インカム	CLEAR COM MS222	1 式
18		CLEAR COM RS501 ヘッドセット付	8 式
19	その他ケーブル、スタンド等	16CH マルチケーブル 65M	1 式
20		マイクケーブル、スタンド	1 式
21		スピーカーケーブル、電源ケーブル類	1 式

※音響機材一覧は2方向からのスピーカシステムを想定しており、公演及び周辺への騒音等を踏まえて4方向からのスピーカシステムに変更する可能性もあります。

※上記機材のうち、生産終了品で手配が困難な場合は、後継機または同等品を用意すること。

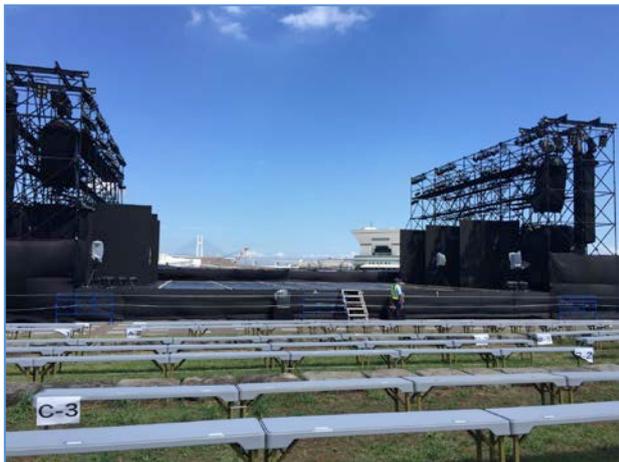
象の鼻パーク

施設管理：作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表



【参考2 Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2015 会場写真】

1. 野外舞台



2. サイドタワー、袖パネル



3. PINタワー



4. 楽屋(ユニットハウス)



5. FOH



6. 障害者用台(スロープ付)



7. 仮設トイレ、手洗器



8. 障害者用仮設トイレ



9. ヨーロピアンテント、セーフティフェンス



10. 座席番号



11. 電源車、発電機



12. 場内看板

